

議案第73号

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、博多港の港湾施設の緑地の適正かつ効果的な運営を図るため、緑地の管理を指定管理者に行わせる等の必要があるによる。

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例

博多港港湾施設管理条例（昭和39年福岡市条例第78号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「-第2条の2」に改める。

第1章中第2条の次に次の1条を加える。

（緑地の指定の告示）

第2条の2 市長は、前条第2項に規定する指定をしたときは、その名称及び区域を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

第3条第1項中「この章」の次に「及び第17条第2項」を加える。

第16条の2第3項を削る。

第17条に次の1項を加える。

3 指定管理者が行う港湾施設（緑地に限る。）の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第16条の2に規定する行為の制限及び第16条の4に規定する利用の制限に関する業務
- (2) 第16条の5第3項に規定する利用の承認に関する業務
- (3) 第16条の7第1項及び第2項に規定する使用料の徴収に関する業務
- (4) 前条において準用する第10条に規定する使用料（前号に規定する使用料に限る。）の減免に関する業務
- (5) 緑地の維持及び修繕に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第23条中「及び第15条第1項」を「、第15条第1項、第16条の2第1項及び第2項、第16条の4、第16条の5第3項並びに第16条の8」に、「第13条中」を「第13条、第16条の2第1項及び第2項、第16条の4並びに第16条の5第3項中」に改め、「それぞれ」との次に「、第16条の8中「市長は、第16条の2第1項及び」とあるのは「指定管理者は第16条の2第1項の許可に、市長は」と」を加える。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、自動販売機、売店その他市長が別に定めるものの設置のために同項の行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定により使用させる場合は、市長が別に定める額の使用料を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第1章中第2条の次に1条を加える改正規定及び第16条の2第3項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の博多港港湾施設管理条例第24条の規定は、この条例の施行の日以後に港湾施設として公共用に供している行政財産の使用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、同日前に当該許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。